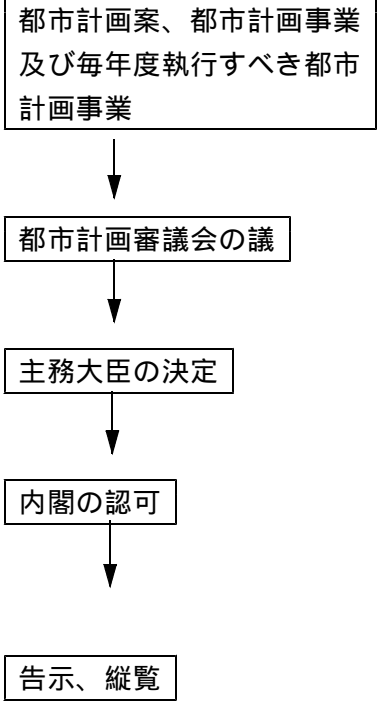


都市計画法の新旧比較について

	旧都市計画法	現行都市計画法
施行日	大正9年1月1日	昭和44年6月14日
廃止	昭和43年6月15日	平成14年7月12日(最終改正)
第1条 (目的)	本法ニ於テ都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、防空、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル町村ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ区域外ニ互リ執行スヘキモノヲ謂フ	この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の近郊ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
手続きの流れ	(第3条) 	(都道府県が定める都市計画) 